議会運営委員会日程

平成26年6月18日(水) 午前10時 502会議室

日程第1 追加議案について

(1) 議案第91号 人権擁護委員の候補者の推薦について

日程第2 意見書案及び決議案について

- (1) 意見書案第4号 障害者支援施設の入所定員の拡大を求める意見書
- (2) 意見書案第5号 軽度外傷性脳損傷に係る周知、労災認定基準の改正等を求める意見書
- (3) 意見書案第6号 地域包括ケアシステム構築のため地域の実情に応じた支援を 求める意見書
- (4) 意見書案第7号 労働時間規制を無くす制度導入に反対する意見書
- (5) 意見書案第8号 消費税の再増税の中止を求める意見書
- (6) 決議案第 1号 北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決に関する決議

日程第3 6月19日(木)の本会議の運営について 【別紙「6月19日(木)の本会議の議事要領」による】

日程第4 一般質問について

日程第5 今後の議会改革等の検討課題について

- (1) 水曜日、金曜日開催の曜日及び日数等の検討
- (2) 委員会傍聴の原則自由化
- (3) 質問経過時間等の表示
- (4) 議案の提出方法

日程第6 その他

意見書案第4号

障害者支援施設の入所定員の拡大を求める意見書

川崎市では、障害者数に対する障害者支援施設の入所定員数が、国の統計を基礎として 算定すると全国平均の約3分の1にとどまるなど極端に少ない状況が続いており、また、 平成25年度の市の調査によると、障害者支援施設への入所を希望しても入所できない待 機者数は、230人近くに上っている。

このような状況に加え、障害者の生活場面に目を向けると、自身の高齢化や強度行動障害等の障害特性、障害者の家族の高齢化等により、在宅又はグループホームで生活を営んでいくことが困難な障害者は少なくないことから、障害者支援施設の整備が強く求められている。

障害者支援施設の指定については、平成24年4月に都道府県から政令指定都市及び中核市に権限移譲されたところであるが、障害者総合支援法の規定により指定に際しては都道府県知事の同意を得ることとされている上に、県内の障害者支援施設の入所定員の総数は、都道府県の障害福祉計画で定めることとされている。

こうした中、現在定められている県内の入所定員の総数の下では、都市部の実体を踏ま えた施設の指定が事実上できない状況となっている。

よって、県におかれては、平成27年度から平成29年度までの実施計画となる第4期 障害福祉計画の策定に当たっては、県内の入所定員の総数について、本市における障害者 支援施設の実態を踏まえて拡大されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

神奈川県知事 宛て

意見書案第5号

軽度外傷性脳損傷に係る周知、労災認定基準の改正等を求める意見書案の 提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成26年6月16日

川崎市議会議長 浅野文直 様

提出者 川崎市議会議員 石 田 康 博

ッ 後藤晶一

ッ 東 正 則

市 古 映 美

〃 小川顕正

軽度外傷性脳損傷に係る周知、労災認定基準の改正等を求める意見書

軽度外傷性脳損傷(MTBI)は、交通事故や転落・転倒、スポーツ外傷、乳幼児の揺さぶり等により頭部に衝撃を受けた際に脳が損傷し、その結果として、持続する頭痛、意識状態の変化や事故前後の記憶喪失、けいれん発作や手足のしびれなど多岐にわたる症状が現れ、重症の場合は寝たきりの生活になることもある。

この疾病は、磁気共鳴画像(MRI)等による画像診断では異常が見付かりにくいため、労働者災害補償保険や自動車損害賠償責任保険の補償にならないケースが多く、働くことができない上に補償が十分に受けられない場合には、患者とその家族に深刻な経済的負担を強いることになる。

平成19年の世界保健機構(WHO)の報告によれば、MTBIの発生は毎年、人口10万人当たり150人から300人発症しているとされ、我が国においても数十万人のMTBI患者が潜在していると推定され、その対策が急がれるところである。

国においても平成25年6月に、厚生労働省が、高次脳機能障害のうちMRI等の画像所見が認められないMTBIに関する労働者災害補償保険の障害給付請求事案について、同省が個別に判断することとするという通知を出し、このことが、MTBIによる補償の第一歩となると期待されている。

よって、国におかれては、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 業務上の災害又は通勤災害によりMTBIとなり働けない場合、労働者災害補償 保険の障害(補償)年金が受給できるよう認定基準の見直しを図ること。
- 2 労災認定基準の見直しに当たっては、他覚的・体系的な神経学的検査法など、画像診断に代わる判定方法の導入を図ること。
- 3 MTBIについて、国民への理解を深めるために、教育機関を始め関係機関に周 知徹底を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長参議院議長内閣総理大臣 宛て総務大臣厚生労働大臣

意見書案第6号

地域包括ケアシステム構築のため地域の実情に応じた支援を求める意見書 案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成26年6月16日

川崎市議会議長 浅野文直 様

提出者 川崎市議会議員 石 田 康 博

ル 後藤晶 一

ッ 東 正 則

〃 小川顕正

地域包括ケアシステム構築のため地域の実情に応じた支援を求める意見書

現在、本年度の診療報酬改定や国会における「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案(地域医療介護総合確保法案)」の 議論により、改めて地域包括ケアシステムの構築がクローズアップされている。

全国の自治体では、平成27年度からの第6期介護保険事業計画の策定に向けて、団塊の世代が75歳を迎える平成37年の姿を展望しながら、増高する保険料などに苦慮しながら取組を行っているところである。

よって、国におかれては、全国の自治体の実情を勘案し、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 医療・介護・福祉の良質な人材を確保するため、国家戦略として抜本的な対策を 講ずるとともに、特に、平成37年に更に100万人が必要とされている介護人材 については、次期介護報酬改定で的確な対応を行うこと。
- 2 今回の診療報酬改定について、在宅訪問診療に係る改定が行われたが、市区町村の現場において集合住宅などへの訪問診療が大きな影響を受けることも想定される ため、改定の影響について実態調査を行い、適切な対応を行うこと。
- 3 地方自治法の改正により創設される連携協約制度の活用など、広域行政上の取組 事例の周知など、市区町村への適切な情報提供に努めること。
- 4 引き続き、社会保障・税一体改革の趣旨に添った消費税を財源とする財政支援制度(各都道府県に基金を設置)を拡充すること。また、本年度の基金については、趣旨に添って適切な配分に留意すること。
- 5 特別養護老人ホームの中重度者への重点化に伴い、自立した生活を送ることが困難な低所得・低資産の要介護高齢者の地域における受け皿づくりについて、市区町村への支援を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長参議院議長内閣総理大臣 宛て総務大臣厚生労働大臣

意見書案第7号

労働時間規制を無くす制度導入に反対する意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成26年6月16日

川崎市議会議長 浅野文直 様

提出者 川崎市議会議員 東 正 則

市 古 映 美

ッ 宮原春夫

労働時間規制を無くす制度導入に反対する意見書

安倍首相を議長とする政府の産業競争力会議は5月28日、財界や大企業の要求に応えて、働いた時間の長さと関係なく、成果に対して賃金を支払う新たな制度を導入することで一致し、これにより、政府が6月にまとめる新たな成長戦略に、週40時間を基本とした労働時間の規制に大穴を開ける新たな賃金制度の導入が盛り込まれる見通しとなった。

この日の会議では民間議員から、新たな制度の対象となる層について、企業の研究開発 部門などで働く幹部候補などとする追加案も示されたが、現在でもブラック企業が新入社 員を幹部候補生という名目で採用し、厳しい競争に駆り立てている実態があることからす れば、運用によっては対象範囲が際限なく広がる可能性が懸念される。

労働基準法では、労働時間を原則1日8時間、週40時間と定めているにもかかわらず、厚生労働省の調査でも平成24年の1人当たり平均年間総実労働時間は1765時間と、欧州主要国などに比べ、依然長時間労働が続いており、さらに、サービス残業や、若者を使い捨てにするブラック企業も跡を絶たない現状で、労働時間規制が無くなれば、労働者は残業代ゼロで長時間働かされ、過労死しても自己責任として片付けられかねない。

安倍首相は平成19年にも同様の制度の導入を検討したが、「残業代ゼロで過労死を促進する」制度だとして批判を浴び、断念に追い込まれた経過がある。

米国では、オバマ大統領が、残業代を支払わなくてもいいホワイトカラー・エグゼンプションの見直しを指示したとの報道があり、また、国内では過労死等防止対策推進法案が全会一致で衆院で可決され、今国会で成立する見込みとなっている中で、今回の産業競争力会議の方針決定は、これらの動きに全く逆行するものである。

過労死や鬱病などが頻発する今の日本には、長時間労働を無くすための実効的で強力な 規制こそが求められている。

よって、国におかれては、長時間労働を是正し、労働者の健康確保を徹底するために、 労働時間規制を無くす制度の導入を断念されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長参議院議長内閣総理大臣 宛て総務大臣厚生労働大臣

意見書案第8号

消費税の再増税の中止を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成26年6月16日

川崎市議会議長 浅 野 文 直 様

提出者	川崎市議会議員	市	古	映	美
	<i>II</i>	宮	原	春	夫
	<i>II</i>	石	田	和	子
	<i>II</i>	斉	藤	隆	司
	<i>II</i>	石	Ш	建	$\stackrel{-}{\rightharpoonup}$
	<i>II</i>	佐	野	仁	昭
	II	井	П	真	美
	<i>II</i>	勝	又	光	江
	<i>II</i>	大	庭	裕	子
	<i>II</i>	猪	股	美	恵
	II	粕	谷	葉	子
	JJ	竹	\blacksquare	官	庸

消費税の再増税の中止を求める意見書

今年4月に8%に引き上げられたばかりの消費税について、政府は、年内にも来年10月から10%の再増税実施を決めようとしている。

しかしながら、街角景気とも呼ばれ、街角の景況感を調べるために内閣府が実施している景気ウォッチャー調査では、今年4月の景気の現状判断指数が41.6と、前月に比べ16.3ポイント低下、好不況の分かれ目である50を割り込んで2箇月ぶりの低下となり、家計動向関連、企業動向関連、雇用関連全ての指数が低下した上、低下幅は東日本大震災直後の平成23年3月以来の大きさとなっている。

中小企業庁が行った消費税の価格転嫁状況に関するモニタリング調査 (4月書面調査)でも、消費者向け取引において、増税分を一部もしくは全部を転嫁できないと答えた企業が24.3%に上り、日本百貨店協会、日本フランチャイズチェーン協会等が相次いで4月の売上高が前年同月比で減少となったと発表していることからしても、増税後の販売や生産の低下により、景況感が落ち込んでいることは明らかである。

厚生労働省が発表した今年4月分の毎月勤労統計調査によっても、労働者の所定内給 与の2年にわたる減少に加え、物価上昇、さらには社会保障削減と、国民の暮らしは一層 困難なものとなっている。

世論調査では、再増税に反対する意見が7割近くを占めるものもあり、こうした現状の中での再増税の実施は、正に国民の暮らしや中小企業の経営を破壊することになりかねない。

よって、国におかれては、今以上の景気の悪化を防ぎ、国民生活の破壊につながる消費税の再増税を中止されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長参議院議長内閣総理大臣 宛て総務大臣財務大臣

決議案第1号

北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決に関する決議案の提出について

上記の決議案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成26年6月16日

川崎市議会議長 浅野文直 様

提出者 川崎市議会議員 石田 康博

ッ 後藤晶一

ッ 東 正 則

市 古 映 美

〃 小川顕正

北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決に関する決議

昨年12月にニューヨークで開催された国連総会本会議において、北朝鮮に対し全ての 人権と基本的自由の尊重や、拉致被害者の即時帰国の実現を含めた拉致問題の早急な解決 等を強く要求する北朝鮮人権状況決議案が、我が国とEUにより共同提出され、過去最多 となる59の共同提案国を得て、コンセンサス(意見の一致)方式で採択された。

さらに、本年3月にジュネーブで開催された国連の第25回人権理事会においても、北朝鮮に対して拉致問題を含む全ての人権侵害を終わらせる手段を早急に講ずることを促し、また、国際社会に対して体制構築を含めた取組等を要請する北朝鮮人権状況決議案が、我が国とEUにより共同提出されて賛成多数で採択されるなど、この間の国際社会の動きは、拉致問題の解決を目指す我が国にとっても大きな後押しとなっている。

このように拉致という非人道的行為に国際圧力が強まる中、5月26日から28日にかけてスウェーデンで開かれた日朝局長級協議で、北朝鮮側は、日本人拉致被害者と、拉致の疑いを否定できない特定失踪者について特別調査委員会を設け、全面的に調査すると約束した。

過去には、北朝鮮によるずさんな調査や約束した再調査をほごにするなどの経緯があったことから、我が国は再調査に係る経過を厳しく見極めていく必要があるものの、川崎市内には拉致被害者である横田めぐみさんの御両親もお住まいであり、長年にわたる苦しみや御負担を考えると、一日も早い解決が求められている。

よって、本市議会は、国において北朝鮮の調査状況を監視して不誠実な対応を許さないよう取り組むことと併せ、国際社会においては国連人権理事会において採択された決議の内容を実行に移すとともに、引き続き国際社会が連携して、全力を挙げて重大な人権侵害である拉致問題の早期解決に向けた働き掛けを継続し、拉致被害者の即時帰国を実現されるよう強く望むものである。

以上、決議する。

年 月 日

川崎市議会

6月19日(木)の本会議の議事要領

1

 日程第1
 一般議案
 26件

 日程第2
 諮問
 2件

 日程第3
 報告
 11件

 日程第4
 請願
 5件

- (2) 討論 (日程第1、第2、第4の各案件) [日程第3の報告に対するご意見などがあれば、併せてお願いする。発言は、今議会の発言順]
- (3) 採 決
 - ① 日程第1の議案26件中、次の議案9件を除いた17件を起立により一括採決

議案第65号 川崎市市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第66号 川崎市民プラザ条例の一部を改正する条例の制定について

議案第68号 川崎市保育園条例の一部を改正する条例の制定について

議案第70号 川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第71号 川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正 する条例の制定について

議案第73号 川崎市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模の基準 に関する条例の制定について

議案第79号 川崎高等学校及び附属中学校等新築工事請負契約の変更について

議案第84号 黒川地区小中学校新設事業の契約の変更について

議案第89号 平成26年度川崎市一般会計補正予算

- ② 除いた議案9件中、議案第65号、第68号、第70号及び第71号の4件を起立により一括 採決
- ③ 除いた議案第66号、第79号、第84号及び第89号の4件を起立により一括採決
- ④ 除いた議案第73号を起立により採決
- ⑤ 日程第2の諮問2件を起立により一括採決
- ⑥ 日程第4の請願5件中、請願第16号、第65号、第72号及び第73号の請願4件を起立により一括採決

請願第16号 川崎市平和館の展示などについての請願

請願第65号 義務教育に係る国による財源確保と、30人以下学級の実現をはかり、教育の機会均等と水準の維持向上、並びにゆきとどいた教育の保障に関する請願

請願第72号 JR東海による中央(リニア)新幹線計画に関する請願

請願第73号 リニア新幹線建設に関する請願

⑦ 請願第78号を起立により採決 請願第78号 秘密保護法廃止の意見書提出に関する請願

2

日程第5

議案第91号 人権擁護委員の候補者の推薦について [上程、提案説明、自席質疑(ご意見等も含む。)の後、直ちに起立により採決] 3

日程第6

意見書案第4号 障害者支援施設の入所定員の拡大を求める意見書 意見書案第5号 軽度外傷性脳損傷に係る周知、労災認定基準の改正等を求める意見書 決議案第 1号 北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決に関する決議 [一括上程、書記朗読等を省略し、直ちに起立により一括採決]

意見書案第6号 地域包括ケアシステム構築のため地域の実情に応じた支援を求める意見書 [上程、提案説明、自席質疑(討論)の後、直ちに起立により採決]

意見書案第7号 労働時間規制を無くす制度導入に反対する意見書 [上程、提案説明、自席質疑(討論)の後、直ちに起立により採決]

意見書案第8号 消費税の再増税の中止を求める意見書 [上程、提案説明、自席質疑(討論)の後、直ちに起立により採決]

平成26年第2回川崎市議会定例会議事日程第4号

平成26年6月19日 (木) 午前10時 開 議

第 1

第 1	
議案第65号	川崎市市税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第66号	川崎市民プラザ条例の一部を改正する条例の制定について
議案第67号	川崎市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例の制定について
議案第68号	川崎市保育園条例の一部を改正する条例の制定について
議案第69号	川崎市福祉事務所条例の一部を改正する条例の制定について
議案第70号	川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例の一部を改正する条例の 制定について
議案第71号	川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第72号	川崎市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
議案第73号	川崎市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模の基準に関する条例の制定について
議案第74号	川崎市道路標識の寸法の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第75号	川崎市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
議案第76号	川崎市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
議案第77号	川崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての市長の専決処分の承
	認について
議案第78号	川崎市情報公開・個人情報保護審査会委員の選任について
議案第79号	川崎高等学校及び附属中学校等新築工事請負契約の変更について
議案第80号	麻生区における町字区域の変更について
議案第81号	麻生区における住居表示の実施区域及び方法について
議案第82号	市道路線の認定及び廃止について
議案第83号	ヘリコプターの取得について
議案第84号	黒川地区小中学校新設事業の契約の変更について

第 2

議案第85号 議案第86号

議案第87号

議案第88号

議案第89号

議案第90号

諮問第	1号	下水道使用料の徴収に関する処分に係る審査請求について
諮問第	2号	下水道使用料の督促に関する処分に係る審査請求について

平成26年度川崎市一般会計補正予算

平成26年度川崎市競輪事業特別会計補正予算

訴えの提起について

訴えの提起について

和解について

訴訟上の和解について

第 3

報告第	2号	平成25年度川崎市一般会計繰越明許費繰越額の報告について
報告第	3号	平成25年度川崎市一般会計事故繰越し繰越額の報告について
報告第	4号	平成25年度川崎市港湾整備事業特別会計繰越明許費繰越額の報告について
報告第	5号	平成25年度川崎市病院事業会計継続費繰越額の報告について
報告第	6号	平成25年度川崎市下水道事業会計予算繰越額の報告について
報告第	7号	平成25年度川崎市水道事業会計予算繰越額の報告について
報告第	8号	平成25年度川崎市工業用水道事業会計予算繰越額の報告について

報告第 9号 川崎市情報公開条例第35条の規定による運営状況の報告について

報告第10号 川崎市個人情報保護条例第41条の規定による運営状況の報告について

報告第11号 川崎市審議会等の会議の公開に関する条例第11条の規定による運営状況の報告について

報告第12号 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

第 4

請願第16号 川崎市平和館の展示などについての請願

請願第65号 義務教育に係る国による財源確保と、30人以下学級の実現をはかり、教育の機会均等と水準の維持

向上、並びにゆきとどいた教育の保障に関する請願

請願第72号 JR東海による中央(リニア)新幹線計画に関する請願

請願第73号 リニア新幹線建設に関する請願

請願第78号 秘密保護法廃止の意見書提出に関する請願

第 5

議案第91号 人権擁護委員の候補者の推薦について

第 6

意見書案第4号 障害者支援施設の入所定員の拡大を求める意見書

意見書案第5号 軽度外傷性脳損傷に係る周知、労災認定基準の改正等を求める意見書

意見書案第6号 地域包括ケアシステム構築のため地域の実情に応じた支援を求める意見書

意見書案第7号 労働時間規制を無くす制度導入に反対する意見書

意見書案第8号 消費税の再増税の中止を求める意見書

決議案第 1号 北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決に関する決議

総務委員長織田勝久

総務委員会審査報告書 (議案)

本委員会に付託された下記の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議 規則第77条の規定により報告します。

記

議案第65号 川崎市市税条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)

議案第78号 川崎市情報公開・個人情報保護審査会委員の選任について (同 意)

議案第79号 川崎高等学校及び附属中学校等新築工事請負契約の変更について (原案可決)

議案第84号 黒川地区小中学校新設事業の契約の変更について (原案可決)

議案第89号 平成26年度川崎市一般会計補正予算 (原案可決)

市民委員長山崎直史

市民委員会審查報告書 (議案)

本委員会に付託された下記の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議 規則第77条の規定により報告します。

記

議案第66号 川崎市民プラザ条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)

議案第67号 川崎市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)

議案第68号 川崎市保育園条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)

議案第80号 麻生区における町字区域の変更について

(原案可決)

議案第81号 麻生区における住居表示の実施区域及び方法について (原案可決)

議案第88号 和解について

(原案可決)

議案第90号 平成26年度川崎市競輪事業特別会計補正予算

健康福祉委員長 河 野 ゆ か り

健康福祉委員会審查報告書 (議案)

本委員会に付託された下記の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議 規則第77条の規定により報告します。

記

議案第69号 川崎市福祉事務所条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)

議案第76号 川崎市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)

議案第77号 川崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついての市長の専決処分の承認について (承 認)

議案第83号 ヘリコプターの取得について

(原案可決)

議案第87号 訴訟上の和解について

まちづくり委員長 川 島 雅 裕

まちづくり委員会審査報告書 (議案)

本委員会に付託された下記の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議 規則第77条の規定により報告します。

記

議案第70号 川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する 条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)

議案第71号 川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一 部を改正する条例の制定について (原案可決)

議案第72号 川崎市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)

議案第73号 川崎市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模の基準に関する条例の制定について (原案可決)

議案第74号 川崎市道路標識の寸法の基準に関する条例の一部を改正する条例の制 定について (原案可決)

議案第75号 川崎市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)

議案第82号 市道路線の認定及び廃止について

(原案可決)

議案第85号 訴えの提起について

> 環 境 委 員 長 林 浩 美

環境委員会審査報告書(諮問)

本委員会に付託された下記の諮問を審査の結果、次のとおり決定したので、会議 規則第77条の規定により報告します。

記

諮問第1号 下水道使用料の徴収に関する処分に係る審査請求について (棄却すべきものと回答)

諮問第2号 下水道使用料の督促に関する処分に係る審査請求について (棄却すべきものと回答) 総務委員長織田勝久

総務委員会審査報告書 (請願)

本委員会に付託された下記の請願を審査の結果、次のとおり決定したので、会議 規則第77条及び第94条の規定により報告します。

記

請願第65号 義務教育に係る国による財源確保と、30人以下学級の実現をはかり、 教育の機会均等と水準の維持向上、並びにゆきとどいた教育の保障に 関する請願 (取り下げ)

請願第78号 秘密保護法廃止の意見書提出に関する請願

(不採択)

市民委員長山崎直史

市民委員会審查報告書 (請願)

本委員会に付託された下記の請願を審査の結果、次のとおり決定したので、会議 規則第77条及び第94条の規定により報告します。

記

請願第16号 川崎市平和館の展示などについての請願

(取り下げ)

まちづくり委員長 川 島 雅 裕

まちづくり委員会審査報告書 (請願)

本委員会に付託された下記の請願を審査の結果、次のとおり決定したので、会議 規則第77条及び第94条の規定により報告します。

記

請願第72号 JR東海による中央(リニア)新幹線計画に関する請願

(採 択)

請願第73号 リニア新幹線建設に関する請願

(採 択)

代表討論通告書

平成26年6月17日

川崎市議会議長 様

 会派名
 日本共産党

 討論者氏名
 大庭浴子

 時間
 約10分

次のとおり代表討論を行いますので、会議規則第49条の規定により通告します。

		議		案	(請	願を含む)
	議案第65号、	議案第66号、	議案第 68 号、	議案第 7) 号、	議案第 71 号、
,	議案第 79 号、	議案第 84 号、	議案第 89 号			
反 対			,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		
討 論						
ት ጎ ት መ		/NEVUEEPAR/ANANANANANANANANANANANANANANANANANANA				
	請願第 78 号	秘密保護法廃	止の意見書提と 	出に関する 	請願	
			•			
賛 成						
討 論	***************************************					L NACE ACT
			3900			0 2 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7
			vuct.pssus.nn.ppn			
	3	 幸長		告		
		TIX.		<u> </u>	±*************************************	
		,				議事
	· •• • ·		·	<u>.,</u>		₹ 26,6,

発言通告書

平成26年6月16日

川崎市議会議長 様

会 派 名	<u>自民党</u>	
		
発言者氏名	石田 康博	
予定時間		5分

次のとおり発言を行いますので、会議規則第49条の規定により通告します。

発
意見書案第6号の提案説明
(地域包括ケアシステム構築のための地域の実情に応じた支
援を求める意見書)
•
\$



発言通告書

平成26年6月16日

川崎市議会議長 様

会派名	日本共産党
発言者氏名	市古映美
予定時間	5 分

次のとおり発言を行いますので、会議規則第49条の規定により通告します。

発言 項 目
意見書案第7号の提案説明
(労働時間規制をなくす制度導入に反対する意見書)
,



発言通告書

平成26年6月16日

川崎市議会議長 様

会派 名	日本共産党
発言者氏名	育藤 隆司
予定時間	5 3

次のとおり発言を行いますので、会議規則第19条の規定により通告します。

発 言 項 目
意見書案第8号の提案説明
(消費税の再増税の中止を求める意見書)
,
,
•



平成26年第2回川崎市議会定例会議事日程第8号

平成 2 6 年 6 月 2 5 日 (水) 午 前 1 0 時 開 議

第 1

一般質問

第 2

請願·陳情

第 3

閉会中の継続審査及び調査について

閉会中の継続審査及び調査申し出一覧表

平成26年6月25日

《総務委員会》

請願第26号、54号、58号

陳情第4号、20号、30号、40号、42号、93号、126号、152号 総務局、総合企画局、財政局、教育委員会及びその他の行政について

《市民委員会》

請願第74号

陳情第9号、14号、39号、62号、67号、80号、110号、117号 市民・こども局、経済労働局及び港湾局の行政について

《健康福祉委員会》

請願第11号、18号、35号、37号、48号、76号、77号 陳情第1号、13号、22号、139号 健康福祉局、病院局及び消防局の行政について

《まちづくり委員会》

請願第4号、9号、14号、20号、39号、46号、49号、50号、53号、64号 陳情第2号、28号、55号、56号、61号、66号、104号、112号、116号、119号、123号、134号、136号、137号、147号、155号 まちづくり局及び建設緑政局の行政について

《環境委員会》

請願第27号、45号、71号、75号 陳情第78号、122号

環境局、上下水道局及び交通局の行政について

《議会運営委員会》

陳情第91号

議会の運営に関する事項

議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項

議長の諮問に関する事項

平成26年第2回定例会一般質問者一覧(案)

発言通告締切日 平成26年6月16日(月) 午後1時

会派月日		自	民	党	,		公	明	党		民	主	党	•		共	産	党	みんなの党・ 無所属	į	Ħ	所	属
6/20	*	原		典	八	*	岡村	寸テ	ル子	*	押	本	吉	回	*	勝	又	光江	*松川正二郎				
(金)	*	廣	田	健	_	*	Ш	島	雅裕	*	雨	笠	裕	治	*	佐	野	仁昭					
(13人)						*	田村	讨伸	一郎											*	猪	股	美 恵
																				*	月	本	琢 也
																				*	竹	田	宣廣
6/23	*	吉	沢	章	子	*	浜	田	昌利	*	木原	廷廷	₹香	子	*	石	Ш	建二	* 小川顕正				
(月)	*	Щ	崎	直	史	*	カゞ゙゙゙゙゙	bσ	忠正	*	吉	田	史	子	*	石	田	和子					
(13人)						*	吉	岡	俊祐						*	斉	藤	隆司		*	為	谷	義隆
																				*	粕	谷	葉子
6/24	*	青	木	功	雄	*	沼	沢	和明	*	岩	隈	千	尋	*	宮	原	春夫					
(火)	*	尾	作	:	均	*	Щ	田	晴彦	*	Щ	田	益	男	*	大	庭	裕子					
(13人)	*	松	原	成	文	*	河	野り	かり														
						*	岩	崎	善幸											*	小目	田理	恵子
																				*	三	宅	隆介
6/25	*	林		浩	美	*	花	輪	孝一	*	露	木	明	美	*	市	古	映 美					
(水)	*	大	島	i	明	*	菅	原	進	*	織	田	勝	久	*	井	口	真美					
(11人)	*	嶋	崎	嘉	夫	*	後	藤	晶一	*	潮	田	智	信									
50人		1	.0ノ				-	13人				9人					9人		2人			7人	

^{*} 印は一問一答方式

平成26年第2回定例会一般質問発言要旨(届出順)

*印は一問一答方式

順序	発	Š	言	者	1	要	答	章 万 式 幹 者
1	*	為	谷	義	隆	① モントルー・ジャズ・フェスティバル・ジャパ		教育長
						ン・イン・かわさきについて	市・こ	
						② 多摩川スピードウェイ跡地について	建設	選管
						③ 障害者の自転車利用促進について	関係局	
						④ 地方自治の理解促進の取組について		
						⑤ 銭湯の利活用について		
2	*	小	田理	里 恵	子	① オープンデータについて		副市長
						② 総合的な子どもの貧困対策について		総務
						③ 財源の確保について		こども
						④ 民間企業との人材交流について	健福	関係局
		_		17.67		⑤ 保育料の徴収方法について		=11 +1 =
3	*	三	宅	隆	介	① 生活保護制度について		副市長
						② 越境大気汚染問題と公害問題について	総務	
						③ 市立病院の運営及び病床確保について		健 福
						④ 新たな市場開拓に向けた取組について	病院	関係局
4		X+1/.	пл	٠٧٠	±	⑤ 行政のデジタル情報の管理体制について ① 国家戦略特区について	市長	総務
4	*	猪	股	美	恵	① 国家戦略付区について ② わくわくプラザについて	-	応防
						② かくわくノファについて ③ アスベスト対策について	総 正 こども	
						③ ノ ハハハト対象について④ ミューザ川崎シンフォニーホールの指定管理の在		^坂 現 関係局
						り方について	より	
5	*	月	本	琢	也	① 地域の子育てについて	市長	総務
						② 地方選挙について	市・こ	こども
						③ 戦略的な国際交流・都市間交流について	経労	選管
						④ 防犯カメラ設置補助について	関係局	
6	*	竹	田	宣	廣	① 本市における選挙について		水管者
						② 本市の下水汚泥について	市・こ	選管
						③ 本市におけるNPO法人について	関係局	
7	*	小	Ш	顕	正	① 教育改革について		教育長
					.1	②精神障害者の就労支援について		関係局
8	*	松	JII I	Ŀ <u> </u>	即	① 中原区の商店街振興について		教育長
						② 小学校給食の調理委託について	こども	
						③ 保育所の隣接公園について	建設	
0	*	JZ	++	- n	7	① 子育て支援について	関係局	
9	*	町	作 フ		十	・企業内保育		水管者こども
						・疳果の保育・病児・病後児保育	1 '	病院
						② 寡婦控除のみなし適用について	向	7円 元
						③ ブックスタートについて	医环内	
						④ 家族性腫瘍相談外来について		
						⑤ ドッグランについて		
10	*	Ш	皀	雅	裕	① 介護について	副市長	健 福
10	•	7'1	Щ	ημ	rн	• 情報発信		関係局
						・休日対応		120,1010,10
						特養老人ホームの申請		
						②認知症対策について		
						③災害時医療について		
						④ ボール遊びのできる公園について		
11	*	田	村作	声 一	郎	① 住民基本台帳制度について	市長	副市長
						② 障害児支援策について	教育長	市・こ
						③ 音楽のまち・かわさきについて		健 福
						④ 難病者支援について	関係局	

*印は一問一答方式

	=7/4	<u> </u>	_l-v				[日]	谷 刀 式
順序	発	言			要	旦日	答	弁 者
12	* 浜	田	昌	利	① 障がい児の保育所入所について			長 副市長
					② 重度障害者福祉タクシー利用券交付	事業について	水管者	針 教育長
					③ 公園の中の照明灯について		こども	」 健福
					④ 池上町の公道等の整備について		まな	5 建設
					⑤ がん教育について		関係周	
13	* 7)	h (の忠	正	① わくわくプラザの拡充について			長総 務
	` ~	7/2 *	·		②業務委託の在り方について			女 こども
					③ 障がい者支援策について			量ま ち
					④ バリアフリーのまちづくりについて		建武	段 関係局
		177	140	41.	⑤ 歩道の安全対策について		<u> </u>	= =1+=
14	* 吉	尚	俊	祐	① 自治体クラウドの導入について	_		長 副市長
					②コミュニティスクールの推進につい	7	教育县	
					③ 生活道路整備について			虽建 設
					④ 駅周辺放置自転車対策について		関係周	=
					⑤ 区内水路整備について			
15	* 沼	沢	和	明	① 給食費の公会計化について		市县	長 病管者
					② 学力テストの結果活用と目標値の設定	定について	教育县	長財 政
					③ 今夏のプール開放について		こども	
					④ ビッグデータの活用と残薬の活用に	ついて	まま	
					⑤ こどもAi診断について		関係周	
					⑥ 塚越第2住宅の跡地活用について			-0
					⑦ 県警察公舎の跡地活用について			
					9			
			n-l÷	عواب	⑧ 合葬墓の整備について		<u> </u>	= #1. * =
16	* 山	田	晴	彦	① 市立病院の利用者サービス向上につ	() ' (長 教育長
					② 若者雇用等について		市・ご	
					・建設業界の人材確保		健 福	
					③ 宮前区内の住居表示について			前病 院
					④ 市営住宅等について		関係周	=
					⑤ 野川南台コミュニティ交通について			
17	* 河	野~	かか	ŋ	① 子育て支援策について		市县	長 教育長
					② 高齢者支援策について		こども	」 健福
					③ 夜間学級について			方 関係局
18	* 岩	崎	善善	幸	① 障がい者対策について			長市・こ
	' '	r-rij		_	・点字ブロックの拡大について			富ま ち
					・ 障がい者グループホームの拡大に [・]	ついて		異係局
					② 自転車対策について			
						ハナ		
					・川崎駅東口周辺の自転車対策につい			
					・自転車走行マナーの向上策につい	(
					③公園の活用について			
					・交通公園の復活について			
					・健康遊具設置推進について			
					④ 認知症対策について			
19	* 花	輪	孝	_	① 人事評価制度について		市長	長総 務
					② 身近な公園や広場の活用について		こども) 健福
					③ 障がい者支援について		まな	5建設
					④ 居宅訪問型保育事業について		消	方 関係局
					⑤ 新百合ヶ丘駅周辺の交通混雑緩和策	について	[
20	* 菅	原		進	① 行財政改革について	-	市長	長 副市長
		~1,			② 平和施策について			女市・こ
					③ 広域的な地域活性化について			意健 福
					④ 福祉施策について			と 関係局
							多	14 1天1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
					⑤ 環境対策について			

*印は一問一答方式

順序	3		言	者	<u>Ł</u>				<u>? </u>	者
21	*	<u>设</u>	 藤	晶		① 指定管理者制度について	市		総	務
			1147	μЦ		② 児童虐待防止対策について	一財			ども
						③ 資産マネジメントについて	一健	-		系局
						④ 人事評価制度について		Щ	1//1	, 1 · / r·J
						⑤ 介護保険制度(地域密着サービス)について				
22	*	Щ	崎	直	史	① 庁舎の再編整備について	総	務	財	政
	'					② 行政サービスの向上について		ءَ -		福
						③ 第6期介護保険事業計画について		係局		
						④ 財政規律について				
						⑤ シニア世代の活用について				
23	*	尾	作		均	① 麻生区古沢地区の狭隘道路について	市	長	水	管者
						②「恵水」について	教	育長	市	ے .
						③ 学校用地内調整池について	経	労	ま	ち
						④ 黒川東農業振興地域について	建	設		
24	*	吉	沢	章	子	① がけ崩れ対策について	市		総	務
						② 少子化対策と女性の活躍について				労
						③ 環境と観光の多摩区について	健	福		ち
							建		多	摩
						O Plant a day to		系局		
25	*	林		浩	美	① 防犯灯・街路灯について	一市		総	企
						② 川崎駅前整備について		• _		労
							環	-	建	設
6.3	 	124-0		<i>I</i> 3-4+		(A) (A) (D) (A) (D) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A		系局		, L
26	*	廣	田	健	_	① 街路樹及び緑地、公園の維持管理について		労		ち
						② JR南武線駅アクセス向上について	建	訤	関	系局
97	,,,	<u></u>	户		р□	③ 川崎市マイスター事業について	+	F	4/1	<u>^</u>
27	*	大	島		明	① 羽田連絡道路について	一市		総	企
00	٧.	lié	낪	丰	夫	② 仮称等々力大橋について ① 川崎区大師地区に係る諸計画について	建市	<u>設</u>		系局 企
28	*	嶋	崎	嘉	大	・殿町地区での高潮堤防工事について	巾ま	女ち		企 設
						・ 厳 可 地 区 で の 高 例 定 的 工 争 に つ い て ・ 首 都 高 速 横 羽 線 大 師 橋 架 け 替 え 工 事 に つ い て	よ 消			政 系局
						・羽田連絡道路について	一	19J	判	水川
						・羽田空港新飛行ルートについて				
29	*	害	木	功	摊	① 少子化対策について	市	長	財	政
	"	Ħ	//>	-21	少庄	②入札制度について				設
						③ 子ども子育て支援新制度について	一交			系局
						④ 宮内新横浜線整備について	- ^	~ 	1771	/ I · / rJ
						⑤ バス路線について				
30	*	松	原	成	文	①(仮)小杉小学校について	市	長	教	育長
		- '				② 丸子橋バーベキュー及び駐車場有料化について	環			
						③ 市バス嘱託職員について	建	-	交	通
						④ 道徳教育について	関	系局		
	\perp					⑤ 教科書採択について				
31	*	原		典	之	① 中原区内道路の拡幅事業について	市	長	市	. ک
						② 等々力緑地について	建	設	中	原
						③ 市内野球グラウンドの運営について		系局		
32	*	大	庭	裕	子	① 今井地域の老人いこいの家の設置について		労		福
						② 中部小児急病センターについて		設	交	通
						③ 国際交流センターへのアクセスについて		係局		
						④ 多摩川河川敷サイクリングロードの草刈りについ	`			
						7				
						⑤ 若者の就業支援について				

*印は一問一答方式

順序	子	Ě	言		<u></u>	要			ューク 弁	者
33	*	<u>-</u> 斉	藤	隆	司	① 市指定文化財について	,	教育長	経	労
			74.4.		,	② 生田緑地の管理について			建	設
						③ 商店街支援について		関係局		
						④ 登戸土地区画整理事業について				
34	*	石	田	和	子	① 精神障害者の救急医療体制について		市・こ	ے ۔	ども
						② 児童虐待防止対策について		環境	健	福
						③ 溝口交差点について			高	津
						④ 橘公園周辺の環境整備について		病院	関係	系局
						⑤ 認知症対策について				
35	*	勝	又	光	江	① 新百合ヶ丘駅周辺駐輪場の利用につい	ハて	環境	健	福
					•	② 老人いこいの家について		まち	建	設
						③ コミュニティ交通等に関する支援の	充実について	関係局		
						④ 航空機騒音対策について				
36	*	石	Л	建		① 宮前区の交通安全対策について		市長	市	٠ ـ ـ
						② 野川南台地域などのコミュニティ交流	通の支援につ	こども	ま	ち
						いて		宮前	関係	系局
						③ わくわくプラザ事業と学童保育事業/	こついて			
37	*	市	古	映	美	① 官公需発注について		副市長	財	政
						② 第3期川崎市食育推進計画における	公共施設の調	市・こ	経	労
						理室について		健 福	建	設
						③ 平和館について		関係局		
38	*	井	П	真	美	① 南武線駅アクセス向上等整備事業につ	ついて	教育長	健	福
						② 市バスカリタス線の充実について		まち	交	通
						③ 市民館の講座の充実について		関係局		
						④ 障害者施策について				
						・施設支援について				
						⑤ 学校施設開放有効活用事業について				
39	*	佐	野	仁	昭	① 羽田空港の騒音問題について		市長	総	企
						② 障がい者の生活・活動拠点の整備に~	ついて		健	福
						③ 木造住宅の耐震化対策について		まち	関係	系局
						④ 地下街アゼリアについて				
	<u> </u>					⑤ 殿町地域のまちづくりについて				
40	*	宮	原	春	夫	① 町内会館のバリアフリーについて		市・こ		福
						② 建築基準法と消防法違反の住居への打		まち		
						③ 住宅供給公社のマンション敷地の管理	埋について	交 通		防
	<u> </u>					④ 東扇島への信号機の設置について		関係局		
41	*	粕	谷	葉	子	① 宅地造成許可等について		副市長		労
						② 今後の北部市場について			建	設
						③ 臨海部のポイ捨てごみと対策についる	<u> </u>	港湾		系局
42	*	潮	田	智	信	① 中原区丸子橋下の駐車場について		建設	関係	系局
	<u> </u>					②等々力野球場の整備について		1. =		
43	*	雨	笠	裕	治	① 街路樹、公園樹木、緑地保全地区の倒	到木落木対策	市長		
						について		まち		設
	1					②保育事業滞納対策について	*	関係局		
	1					③ 横浜市営地下鉄3号線の延伸及び川崎	尚 而 総 合 交 通			
	 	-		m -		計画について		+ -		18.7
44	*	木	庭玛	里 杳	子	① 消防団について② 児童養護性調査 査費 1 まるの見ります。		市長		
	1					② 児童養護施設を卒業した子の居場所に	こついて	健福		防
						③ 老人いこいの家について		関係局		
						④ 民生委員・児童委員について				

*印は一問一答方式

順序	至	É	言	₹	Ľ ∃	要		的 答	Ŧ	<u>}</u>	者
45	*	吉	田	史	子	① 市民と市政をつなぐ情報活用の効果 ついて	具的な仕組みに	市 市・	長こ		務労
						② 路上喫煙に関する継続的取組につい ③ 中小企業支援対策としての「川崎モ る成功要素の水平展開の可能性につ	゠゙゚デル」におけ	関係	系局		
46	*	Щ	田	益	男	① 夢見ケ崎動物公園について ② 商店街、町内会・自治会の街路灯の いて	DLED化につ	市 · 建		経関係	労 系局
47	*	露	木	明	美	① DV等の対策について ② 高齢者等の健康増進の取組について ③ 庁舎の防犯対策、危機管理について ④ 安心・安全のための屋外表示物につ ⑤ 看護師確保策について			境	こ 健 関係	福
48	*	岩	隈	千	尋	① 英語教育について② 市職員OBの再就職について③ 羽田空港全般について④ 住民投票条例について		副総市関係	務こ	教能能	手 企ち
49	*	押	本	吉	司	③ 多摩川・丸子橋周辺のバーベキュー② 渋川の親水化について③ 市バス・臨港バスの「元住吉駅前総いて④ 夢見ケ崎動物公園への動物サポータついて⑤ 区の木の制定について	圣 由」路線につ	市中関係	原		設通
50	*	織	田	勝	久	① 保育施策について② 水泳指導とプール未設置校の対応に③ 道路整備について④ 市内の運動施設について⑤ 鷺沼駅前の再整備について	こついて	市教こま宮	長もち	教総健建関係	企福設

議会運営検討協議会第9回報告書(抜粋)

【水曜日、金曜日開催の曜日及び日数等の検討】

1 検討結果

当協議会では、本件について調査・検討を行ったところ、次のとおり、協議会としての結論に至った。

- (1) 閉会中の委員会の開催は、原則木曜日の開催とし、金曜日を予備日とすること。
- (2) 定例会の会期中の委員会は、議案審査等のため、予算議会は3日、他の 定例会は2日開催しているが、議案付託がない場合などは、委員会の判断 により、予算議会は2日又は1日、他の定例会は1日とすることができる 運用に見直すこと。
- (3) その他の常任委員会の開催についての申し合わせについては、現状のとおりとして、見直しは行わないことを確認した。

なお、委員から、現行の閉会中の水曜日、金曜日の開催を変更することについて、慎重な立場の意見もあったことを付記する。

「水曜日、金曜日開催の曜日及び日数等の検討」に関する各会派の見解

平成26年5月27日現在

	各 会 派 の 意 見
自民党	・協議会の報告書のとおりでよいと考える。
公明党	・協議会の報告書のとおりでよいと考える。
民主党	・協議会の報告書のとおりでよいと考える。
共産党	・市民の負託に応え、請願、陳情の精査をしっかりとするため、閉会中の常任委員会については、引き続き、原則水曜日、金曜日の開催とするべきである。
みんなの党・無所属	・協議会の報告書のとおりでよいと考える。

議会運営検討協議会第11回報告書(抜粋)

【委員会傍聴の原則自由化】

1 検討結果

当協議会では、本件について調査・検討を行ったところ、委員会の許可制としている現行の委員会傍聴のあり方について、現状で不都合は生じていないこと、傍聴自由化にはセキュリティ上の課題があること、また、適正な委員会運営の観点から、現行のとおりとし、委員会傍聴の見直しは行わないことを確認して、協議会としての結論に至った。

議会運営検討協議会第12回報告書(抜粋)

【質問経過時間等の表示】

1 検討結果

当協議会では、本件について調査・検討を行ったところ、次のとおり、協議会としての結論に至った。

- (1) 質問時間について、現行の申し合わせ等を変更しないことを前提に、議場において、経過時間を表示すること。
- (2) 経過時間表示とは別に、議事進行のための時間の計測は、従前のとおり議会局が行い、議長又は委員長が審議の進行管理を行うこと。
- (3) 表示された経過時間は目安であり、議会局が計測する時間と若干の誤差が生じること、また、時間表示が機器の故障等で行えない場合でも、議長又は委員長が管理する時間を基に議事を進行すること。

なお、具体的な表示機器の設置に当たっては、多額の費用を掛けない方法 を検討するべきである。

議会運営検討協議会第13回報告書(抜粋)

【議案の提出方法】

1 検討結果

当協議会では、市道路線の認定及び廃止に関する議案の提出方法について 調査・検討を行ったところ、現行のとおり、議案の提出方法の見直しは行わ ないことを確認して、協議会としての結論に至った。

議会運営の手引き新旧対照表 (案)

【代表質問における再質問の取扱いに関する部分の改正】

改正案	現行
(代表質問における再質問の取扱いに関する部分の改正】 改正案 第3章 本会議 (略) 第7節 代表質問・質疑 (略) 43 代表質問・質疑は、各会派とも1名とし、その発言順序は多数会派順とする。なお、同数会派がある場合は、その会派間の話し合いにより、順序を決める。 44 質問・質疑及び答弁は、それぞれ一括して行う。ただし、再質問・再質疑は、一問一答による質問方法も選択できる。(通告時に届け出る。) また、時間、回数等の制限はしていない。 45 再質問は、質問、答弁とも自席で行う。 (略)	 第3章 本会議 (略) 第7節 代表質問・質疑 (略) 43 代表質問・質疑は、各会派とも1名とし、その発言順序は多数会派

代表質問発言通告書

平成 年 月 日

川崎市議会議長 様

 会 派 名

 代表質問者

 氏 名

次のとおり代表質問を行いますので、会議規則第49条及び第59条の規定により 通告します。

△ 再質問の方式〉 − 括 ・ 一問一答

* いずれかに○印をお願いいたします。

施	政方針 、議案番号及び報告番号
市	i 政 一 般 に 関 す る 事 項
-	

議会運営の手引き新旧対照表 (案)

【決算審査の見直しに関する部分の改正】

【沃昇番金の見直しに関する部分の改正】	
改正案	現行
第2章 議会の招集及び会期	第2章 議会の招集及び会期
第1節 招集及び参集	第1節 招集及び参集
(略)	(略)
6 本会議、予・決算審査特別委員会 (決算審査特別委員会の分科会を除	6 本会議、予・決算審査特別委員会、全員協議会及び全員説明会の欠席
<u>く。)</u> 、全員協議会及び全員説明会の欠席届は、文書をもって行う。常任	届は、文書をもって行う。常任委員会、議会運営委員会、その他の特別
委員会、議会運営委員会、決算審査特別委員会の分科会その他の特別委	委員会、正副委員長会議及び議員総会は口頭で行う。
員会、正副委員長会議及び議員総会は口頭で行う。	
(略)	(略)
10 会期日程表には、おおむね次の事項を記載する。	10 会期日程表には、おおむね次の事項を記載する。
(1) 本会議の日及び予定される議事の概要	(1) 本会議の日及び予定される議事の概要
(2) 議会運営委員会及びその主な協議事項	(2) 議会運営委員会及びその主な協議事項
(3) 予・決算審査特別委員会及びその議事の概要	(3) 予・決算審査特別委員会及びその議事の概要
(4) 委員会の開催日	(4) 委員会の開催日
(5) 正副委員長会議	(5) 正副委員長会議
(6) 審査中の請願・陳情にかかわる代表質問発言通告締切日時	(6) 審査中の請願・陳情にかかわる代表質問発言通告締切日時
(7) 代表質問·質疑発言通告締切日時	(7) 代表質問・質疑発言通告締切日時
(8) 討論発言通告締切日時	(8) 討論発言通告締切日時
(9) 予算審查特別委員会発言通告締切日時	(9) 予・決算審査特別委員会発言通告締切日時
(10) 決算審查特別委員会分科会発言通告締切日時	
(11) 決算審査特別委員会総括質疑発言通告締切日時	
(12) 一般質問発言通告締切日時	(10) 一般質問発言通告締切日時
<u>(13)</u> 請願・陳情締切日時	<u>(11)</u> 請願・陳情締切日時
<u>(14)</u> 発言の会派順位(欄外)	(<u>12</u>) 発言の会派順位(欄外)

(略) 第6章 特別委員会 第1節 予・決算審査特別委員会の共涌事項 154 正副委員長の選出は、世話人会で、4年間の会派別正副委員長数 154 正副委員長の選出は、世話人会で、4年間の会派別正副委員長数 及び年次別割り当て数をあらかじめ協議する。 155 委員会への付託は議長から諮り、付託表は配布しない。 156 正副委員長の互選は、議長の指名推選の方法による。 157 委員会(決算審査特別委員会の分科会を除く。)の開催場所は、議 | 158 委員会の開催場所は、議場とし、会議の開会、休憩、再開、閉会 場とし、会議の開会、休憩、再開、閉会は、本会議と同様、電鈴で報ず る。 158 本会議における委員長報告は、省略する。 第2節 予算審查特別委員会

(略)

第6章 特別委員会

第1節 予・決算審査特別委員会の共通事項

- 及び年次別割り当て数をあらかじめ協議する。
- 155 委員会への付託は議長から諮り、付託表は配布しない。
- 156 委員会の初日は、議長が口頭で招集する。また、2日目以降の委 員長名による開催通知文書は、省略する。
- 157 正副委員長の互選は、議長の指名推選の方法による。
- は、本会議と同様、電鈴で報ずる。
- 159 委員会における質疑は、自席による個人質疑とし、回数、時間等 の制限はないが、議会運営委員会の申し合せにより、答弁も含め、おお むね1人30分程度としている。
- **160** 質疑は、一括して行い、意見、要望もあわせて行う。ただし、質 疑冒頭に全項目を提示した上で、一問一答による質疑方法も選択できる。 (通告時に届け出る。)
- 161 質疑の順序は、1日ごとに、おおむねその会期の発言の会派順位 による。
- 162 質疑の中で提出することとした資料は、要求があれば他会派にも 提出する。
- 163 本会議における委員長報告は、省略する。

第2節 予算審查特別委員会

159 予算審査特別委員会は、議員全員をもって構成し、本会議におけ 164 予算審査特別委員会は、議員全員をもって構成し、本会議におけ

る代表質問終了後に設置され、3日おいて開催される。

- 160 予算審査特別委員会は、当初予算議案のみを審査し、他の委員会 165 予算審査特別委員会は、当初予算議案のみを審査し、他の委員会 に先立ち、通常4日間開催される。
- 161 予算審査特別委員会の初日は、議長が口頭で招集する。また、2 日目以降の委員長名による開催通知文書は、省略する。
- 位を記載した発言通告書を、開催日の前々日午後1時までに提出する。 また、区長に答弁を求める場合は、区長名を発言通告書に記載する。
- れるのを可としている。
- 164 予算審査特別委員会の質疑は、自席による個人質疑とし、回数、 時間等の制限はないが、議会運営委員会の申し合せにより、答弁も含め、 おおむね1人30分程度としている。
- 165 予算審査特別委員会の質疑は、一括して行い、意見・要望もあわ せて行う。ただし、質疑冒頭に全項目を提示した上で、一問一答による 質疑方法も選択できる。(通告時に届け出る。)
- 166 予算審査特別委員会の質疑の順序は、1日ごとに、おおむねその 会期の発言の会派順位による。
- 167 予算審査特別委員会の質疑の中で提出することとした資料は、要 求があれば他会派にも提出する。
- 管理者、上下水道事業管理者、各局長、こども本部長、会計管理者及び 各区長とする。ただし、区長は、通告があった場合のみ出席する。
- 169 予算審査特別委員会は、予算に関係する議案等を審査する他の委 | 169 予算審査特別委員会は、予算に関係する議案等を審査する他の委 員会との関係で、採決は行わず、「結論は本会議に譲る。」との扱いにし ている。

る代表質問終了後に設置され、3日おいて開催される。

- に先立ち、通常4日間開催される。
- 162 予算審査特別委員会で発言しようとする者は、氏名、会派内の順 | 166 予算審査特別委員会で発言しようとする者は、氏名、会派内の順 位を記載した発言通告書を、開催日の前々日午後1時までに提出する。 また、区長に答弁を求める場合は、区長名を発言通告書に記載する。
- 163 予算審査特別委員会の質疑は、委員会で審査中の請願・陳情に触 167 予算審査特別委員会の質疑は、委員会で審査中の請願・陳情に触 れるのを可としている。

- 168 予算審査特別委員会の説明員は、通常、市長、副市長、病院事業 168 予算審査特別委員会の説明員は、通常、市長、副市長、病院事業 管理者、上下水道事業管理者、各局長、こども本部長、会計管理者及び 各区長とする。ただし、区長は、通告があった場合のみ出席する。
 - 員会との関係で、採決は行わず、「結論は本会議に譲る。」との扱いにし ている。

第3節 決算審查特別委員会

- って構成する。
- 171 決算議案(一般・特別・企業会計)は、通常、9月議会に提出さ れる。
- 172 決算審査特別委員会に常任委員会単位に分科会を設置する。なお、 分科会の分担事項は、常任委員会の所管に準じる。
- 173 決算審査特別委員会は、本会議における代表質問終了後に設置さ 172 決算審査特別委員会は、本会議における代表質問終了後に設置さ れ、通常、8日間(全体会での説明1日、分科会での審査6日、全体会 での審査1日) 開催される。なお、事情により、閉会中の審査に付され ることもある。
- 174 決算審査特別委員会の初日は、議長が口頭で招集する。
- 明する。なお、決算審査特別委員会では、財政局長が全体会1日目に説 明をする。
- 176 決算審査特別委員会の全体会1日目において、正副委員長の互選 の後、財政局長から決算議案の説明を受け、分科会を設置する。
- 177 決算審査特別委員会の全体会及び分科会の開催は、開催日時、場 所等を記載した審査日程を配布し、委員長が口頭により宣告する。なお、 開催通知文書は、省略する。
- 178 決算審査特別委員会の全体会1日目での決算議案の説明の後、分 科会審査初日の前日までに、議案研究日を2日間設ける。
- 179 決算審査特別委員会の分科会審査終了後、全体会2日目の前日ま でに、議案研究日を4日間設ける。
- 180 決算審査特別委員会の全体会2日目において、分科会報告、総括

第3節 決算審査特別委員会

- 170 決算審査特別委員会は、議員選出の監査委員2名を除く議員をも 170 決算審査特別委員会は、議員選出の監査委員2名を除く議員をも って構成する。
 - 171 決算議案(一般・特別・企業会計)は、通常、9月議会に提出さ れる。
 - れ、通常、5日間(説明1日、審査4日)開催される。なお、事情によ り、閉会中の審査に付されることもある。
 - 173 決算審査特別委員会での決算議案の説明の後、議案審査の前日ま でに、議案研究日を3日間設ける。
- 175 決算議案は、本会議では、代表質問の対象とし、市長が概要を説 174 決算議案は、本会議では、代表質問の対象とし、市長が概要を説 明する。なお、決算審査特別委員会では、財政局長が初日に説明をする。

質疑及び採決を行う。

- る者は、総括質疑者の氏名、発言の要旨を記載した発言通告書を、分科 会審査終了後の議案研究日の1日目の午後1時までに提出する。
- 182 決算審査特別委員会の分科会報告は、分科会会長が口頭により主 な質疑項目を報告する。
- 183 決算審査特別委員会の総括質疑は、各会派1名及び各無所属議員 とし、その発言順序は多数会派順とする。なお、無所属議員は全会派の 質疑終了後に発言し、その発言順序は、相互の話し合いにより決める。
- 184 決算審査特別委員会の総括質疑は、質疑及び答弁をそれぞれ一括 して行う。ただし、再質疑は、一問一答による質問方法も選択できる。(通 告時に届け出る。) また、時間、回数等の制限はしていないが、総時間を 答弁を含め、330分とし、各会派及び無所属議員の発言時間は、次の とおりとする。
- (1) 会派は、総括質疑の総時間330分から無所属議員の発言時間を除い た残時間を、各会派の所属議員数により比例配分する(答弁を含む。)。
- (2) 無所属議員は、答弁を含め、おおむね1人10分程度とする。
- 185 決算審査特別委員会の総括質疑は、質疑、答弁とも自席で行う。
- 186 決算審査特別委員会の総括質疑の再質疑は、総括質疑をした者と し、再質疑の範囲は、総括質疑の範囲内とする。
- 187 決算審査特別委員会の総括質疑の中で意見・要望をあわせて行う。
- 願・陳情に触れる場合は、委員会の審査権を尊重するものとする。
- 189 決算審査特別委員会の総括質疑の中で提出することとした資料 は、各会派及び正副委員長にその写しを提出する。
- 190 決算審査特別委員会の全体会の説明員は、通常、市長、副市長、 病院事業管理者、上下水道事業管理者、各局長、こども本部長、会計管

181 決算審査特別委員会の全体会2日目の総括質疑で発言しようとす | 175 決算審査特別委員会で発言しようとする者は、氏名、会派内の順 位を記載した発言通告書を、議案研究日の2日目の午後1時までに提出 する。

- 188 決算審査特別委員会の総括質疑において、委員会で審査中の請 176 決算審査特別委員会の質疑において、委員会で審査中の請願・陳 情に触れる場合は、委員会の審査権を尊重するものとする。
 - 177 決算審査特別委員会の説明員は、通常、副市長、病院事業管理者、 上下水道事業管理者、各局長、こども本部長、会計管理者及び各区長と

理者及び各区長とする。ただし、区長は、総括質疑に通告があった場合 のみ出席する。

なお、監査委員は、全体会に出席している。

- 191 決算審査特別委員会の全体会の表決は、起立による。
- 192 決算審査特別委員会の分科会は、次の実施要領により行う。

· 쓰호호바마주무 스 사원 스마뉴프션

決算審查特別委員会分科会実施要領

- 1 決算審査特別委員会に、常任委員会単位に、それぞれ総務分科会、 市民分科会、健康福祉分科会、まちづくり分科会、環境分科会を設置 し、分科会の委員には各常任委員会の委員が選任される。
- 2 分科会に、分科会会長及び分科会副会長を置き、正副会長の互選は、 決算審査特別委員会委員長による指名推選で行い、原則、各常任委員 会の正副委員長が就任する。なお、議員選出の監査委員が所属する会 派における正副委員長の人選等は、次の取扱いによる。
 - (1) 会派として、少なくとも1人の委員が分科会で質疑を行えるよう、 議員選出の監査委員が所属する会派は、次の取扱いにより人選を行う よう努めることとする。
 - ア 議員選出の監査委員が所属する会派は、常任委員会の正副委員長 の人選に当たっては、議員選出の監査委員以外の者が就任するよう に配慮する。
 - イ 議員選出の監査委員が所属する会派は、一つの委員会に所属する 委員が、委員長及び議員選出の監査委員のみにならないように配慮 する。
 - (2) 会派の事情により、(1)の取扱いにより人選できない場合は、次の取扱いによる。
 - ア 常任委員会の委員長が議員選出の監査委員であるときは、分科会

する。ただし、区長は、通告があった場合のみ出席する。 なお、 監査委員は、全委員会に出席している。

178 決算審査特別委員会の表決は、起立による。

- 会長は、当該常任委員会の副委員長が務め、分科会副会長は、当該 常任委員会の委員長と同一会派に属する委員が務める。
- イ 常任委員会の副委員長が議員選出の監査委員であるときは、分 科会副会長は、当該常任委員会の副委員長と同一会派に属する委 員が務める。
- ウ ア及びイの方法によっても、監査委員の所属する会派から分科 会会長又は分科会副会長を選出できない場合は、当該常任委員会 に所属する他の会派の委員から年長の順により分科会会長又は分 科会副会長を選出する。
- <u>エ ア及びウにより就任した分科会会長は、当該分科会で質疑を行</u> うことができる。
- オ 会派内で一つの常任委員会に所属する委員が、委員長及び議員 選出の監査委員のみとなる場合は、当該分科会会長は、分科会で 質疑を行うことができる。
- カ 工及び才により分科会会長が質疑を行うときは、分科会会長は 分科会副会長と交代し、分科会副会長が分科会会長の職務を行う。
- 3 決算議案は、一般会計は所管局別に、また、特別会計及び企業会計 は会計ごとに、常任委員会の所管局に準じて、各分科会で分担する。
- 4 分科会における審査は所管局ごとに行い、局別審査の順番、おおむ ねの開催時間は、次のとおりとする。
 - (1) 総務分科会
 - 1日目 10時~12時(総務局)

13時~15時(教育委員会)

- 4 日目 10時~12時(総合企画局) 13時~15時(財政局その他)
- (2) 市民分科会
 - 2日目 10時~12時 (市民・こども局)

13時~15時(経済労働局)

<u>5日目 10時~12時(こども本部)</u> 13時~15時(港湾局)

(3) 健康福祉分科会

3日目 10時~12時 (健康福祉局)

13時~15時(健康福祉局)

6 日目 10時~12時(消防局)

13時~15時(病院局)

(4) まちづくり分科会

2日目 10時~12時(まちづくり局)

13時~15時 (まちづくり局)

5 日目 10時~12時(建設緑政局)

13時~15時(建設緑政局)

(5) 環境分科会

3 日目 10時~12時 (環境局)

13時~15時(環境局)

6日目 10時~12時(上下水道局)

13時~15時(交通局)

- 5 分科会で発言しようとする者は、氏名、会派内の順位(局別)、発言 の要旨及び局名を具体的に記載した所定の通告用紙を、全体会1日目 終了後の議案研究日の1日目の午後1時までに提出する。
- 6 分科会における説明員の出席は、通告があった所管局の職員とする。 ただし、必要により、他の所管局職員の出席を求めることがある。
- 7 区役所職員は、通常、市民分科会の市民・こども局の審査の際に、 通告があった場合に出席するものとする。
- 8 分科会における質疑は、回数、時間等の制限はないが、答弁を含め おおむね1人1日20分程度、2日間合計40分程度とする。

- 9 質疑は、一問一答による方法とする。
- 10 質疑の発言順序は、おおむねその会期の発言の会派順位によるが、 審査の効率性を考慮して、理事者の交代が少なくなるよう、発言順序 を変更することがある。なお、無所属議員は全会派の質疑終了後に発 言し、その発言順序は、相互の話し合いにより決める。
- 11 質疑において、委員会で審査中の請願・陳情に触れる場合は、委員 会の審査権を尊重するものとする。
- 12 質疑の中で提出することとした資料は、委員全員に配布する。
- 13 分科会では質疑のみ行い、採決は行わない。
- 14 分科会の運営は、常任委員会に準じて行う。
- 15 この申し合わせにない事項について、協議が必要と思われるものは、 議会運営委員会で協議する。

(番号変更、以下同じ)

(略)

第8章 本会議等の秩序

第1節 本会議及び委員会における物品等の持ち込み

- 196 本会議及び委員会における物品等の持ち込みについては、次のと 182 本会議及び委員会における物品等の持ち込みについては、次のと おりとする。
 - (1) 本会議又は委員会において、議員又は委員が発言の都合上、図表、地 図、冊子、物品等の提示又は掲示をしようとするときは、あらかじめ 議長又は委員長(決算審査特別委員会の分科会にあっては、分科会会 長。以下この節において同じ。) に申し出る。

この場合において、議長又は委員長は、議事の整理又は秩序保持の ため、申し出内容が不適当と認めるときは、物品等の持ち込みを認め

(略)

第8章 本会議等の秩序

第1節 本会議及び委員会における物品等の持ち込み

- おりとする。
- (1) 本会議又は委員会において、議員又は委員が発言の都合上、図表、地 図、冊子、物品等の提示又は掲示をしようとするときは、あらかじめ 議長又は委員長に申し出る。

この場合において、議長又は委員長は、議事の整理又は秩序保持の ため、申し出内容が不適当と認めるときは、物品等の持ち込みを認め ない。

(略)

第13章 記

(略)

- 253 常任委員会及び議会運営委員会の記録については、次の要領によ り作成する。
 - (1) 記録の形態は、摘録とする。
 - (2) 記録の作成にあたっては、議案、請願、陳情等の審査経過及び所管事 務の調査に係るもののうち、軽易なものを除き、詳細に記述する。た だし、資料をもってかえられるもの、または現地における説明は省略 する。日程等の協議については、結果のみを記載する。
 - (3) 記録作成の方法は、会議を録音し、詳細記述部分については、書記ま たは録音テープ及び録音ディスクの外部委託により作成する。
 - (4) 上記録音テープ及び録音ディスクは、記録作成後は消去することと し、テープ等の転写は行わない。
 - (5) 記録を作成した後、委員会条例第29条に基づき委員長が押印する。
- 254 決算審査特別委員会の分科会、予・決算審査特別委員会以外の特 別委員会及び正副委員長会議の記録については、前要領を準用する。
- 255 予・決算審査特別委員会(決算審査特別委員会の分科会を除く。)、 全員協議会及び全員説明会は、速記による摘録とする。

(略)

258 常任委員会、議会運営委員会、特別委員会、決算審査特別委員会 244 常任委員会、議会運営委員会、特別委員会、全員協議会、全員説 の分科会、全員協議会、全員説明会及び正副委員長会議の摘録完成前に、 議員から、記録原稿について交付請求があったときは、完成前の会議録 の扱いに準ずる。また、完成後の記録の交付請求については、これを交 付する。

ない。

(略)

第13章 記

(略)

- 239 常任委員会及び議会運営委員会の記録については、次の要領によ り作成する。
 - (1) 記録の形態は、摘録とする。
 - (2) 記録の作成にあたっては、議案、請願、陳情等の審査経過及び所管事 務の調査に係るもののうち、軽易なものを除き、詳細に記述する。た だし、資料をもってかえられるもの、または現地における説明は省略 する。日程等の協議については、結果のみを記載する。
 - (3) 記録作成の方法は、会議を録音し、詳細記述部分については、書記ま たは録音テープ及び録音ディスクの外部委託により作成する。
 - (4) 上記録音テープ及び録音ディスクは、記録作成後は消去することと し、テープ等の転写は行わない。
 - (5) 記録を作成した後、委員会条例第29条に基づき委員長が押印する。
- 240 予・決算審査特別委員会以外の特別委員会及び正副委員長会議の 記録については、前要領を準用する。
- 241 予・決算審査特別委員会、全員協議会及び全員説明会は、速記に よる摘録とする。

(略)

明会及び正副委員長会議の摘録完成前に、議員から、記録原稿について 交付請求があったときは、完成前の会議録の扱いに準ずる。また、完成 後の記録の交付請求については、これを交付する。

(略)

- 260 議員から、本会議、予・決算審査特別委員会(決算審査特別委員 会の分科会を除く。)、全員協議会、全員説明会及び正副委員長会議の録 音テープ及び録音ディスクの転写請求があったときは、自己の発言部分 (答弁を含む。) のみを交付する。
- 261 本会議の代表質問日及び一般質問日の会議録並びに予算審査特別 委員会の審査日及び決算審査特別委員会の全体会2日目の記録について は、速報版を作成し、これを公開する。

また、会議録または摘録の完成前であって速報版の公開後に、議員か ら、記録原稿について交付請求があったときは、発言をした議員の同意 を必要とせず、速報版の写しを交付する。

(略)

第16章 傍 脨

(略)

- 287 委員会、決算審査特別委員会の分科会及び正副委員長会議の一般 | 273 委員会及び正副委員長会議の一般傍聴は、原則として許可してい 傍聴は、原則として許可している。
- 288 予・決算審査特別委員会(決算審査特別委員会の分科会を除く。) の一般傍聴については、通常、委員会の初日に諮って許可する。

(略)

(略)

- 246 議員から、本会議、予・決算審査特別委員会、全員協議会、全員 説明会及び正副委員長会議の録音テープ及び録音ディスクの転写請求が あったときは、自己の発言部分(答弁を含む。)のみを交付する。
- 247 本会議の代表質問日及び一般質問日並びに予算審査特別委員会及 び決算審査特別委員会の審査日については、会議録または記録の連報版 を作成し、これを公開する。

また、会議録または摘録の完成前であって凍報版の公開後に、議員か ら、記録原稿について交付請求があったときは、発言をした議員の同意 を必要とせず、凍報版の写しを交付する。

(略)

第16章 傍 脨

(略)

- る。
- 274 予・決算審査特別委員会の一般傍聴については、通常、委員会の 初日に諮って許可する。

(略)

決算審査特別委員会総括質疑発言通告書

平成 年 月 日

決算審査特別委員長 様

会	派	名			
総招	質類	経者			
Æ		夂			

〈再質疑の方式〉 一括・一問一答

* いずれかに○印をお願いいたします。

発言の要旨

「新たな議会改革等の検討課題」に関する各会派の見解

平成26年5月27日現在

	各 会 派 の 意 見
自民党	・議会改革等の検討課題を追加することについては賛成できるが、これまで協議を 行ってきた検討課題の16項目のうち、一定の方向性が出ていない項目の今後の取 扱いについて、議会運営委員会において、整理するべきである。
公明党	・新たな検討課題を提案することについては、結構であるが、その前に、協議保留となっている「会期の見直し」について、決算審査に関する見直しについての協議が整いつつあるため、決算審査に関する見直しの結論が出た段階で、協議を進めて欲しい。
民主党	・現在、協議を行っている検討課題の16項目について、最終的な結論が出ることを見据えて、継続して議論を行ってはどうかと考え、新たな検討課題の提起を行った。具体的な内容については、文書にして、各会派に説明していきたい。また、他の会派で新たな検討課題がある場合は、委員長に取りまとめをお願いしたい。
共産党	・会派において、引き続き議論をさせていただきたい。
みんなの党・無所属	・新たな検討課題については、議論していきたいが、具体的な協議については、民 主党からの説明を受けた上で、会派で検討したい。